

情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会
非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班
検討作業班端末等タスクグループ（第2回）

1 日時

令和6年10月2日（水）13時00分～14時32分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）検討作業班端末等タスクグループ構成員

藤井主任（電気通信大学）

矢守構成員（朝日大学）

金子構成員（一般社団法人電気通信事業者協会）

（2）非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班構成員

相田主任（東京大学）

飯塚構成員（一般財団法人マルチメディア振興センター）

内田構成員（早稲田大学）

加藤構成員（独立行政法人国民生活センター）

長谷川構成員（東北大学）

（3）総務省

五十嵐電気通信技術システム課長

柴田電気通信技術システム課企画官

吉田電気通信技術システム課課長補佐

（4）オブザーバ

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社
Apple Japan, Inc.
NECプラットフォームズ株式会社
FCNT合同会社
オウガ・ジャパン株式会社
京セラ株式会社
グーグル合同会社
サムスン電子ジャパン株式会社
シャープ株式会社
小米技術日本株式会社
ソニー株式会社
モトローラ・モビリティ・ジャパン合同会社
レノボ・ジャパン合同会社
クアルコムジャパン合同会社
メディアテックジャパン株式会社
アンリツ株式会社
キーサイト・テクノロジー株式会社
ローデ・シュワルツ・ジャパン株式会社
一般財団法人電気通信端末機器審査協会

4 議事

(1) 非常時ローミング対象端末等について

事務局から資料TG2-1に基づき説明が行われた。
主な質疑応答は以下のとおり。

【クアルコムジャパン（城田）】

資料の1頁の整理にある3点目及び4点目によると、まだ検討の余地はあり、場合によっては非常時ローミングに係る機能の具備を求めないことも考えられるのか。経済合理性のない端末にまでコストをかけて対応させることについて、できるだけ多くの端末が非常時ローミングに対応することのほうが、必要のないものにまでコストをかけて対応させることよりメリットが大きいのかという点については、当社としては腑に落ちないところがある。

できる限り多くの端末で非常時における事業者間ローミングに対応するのが良いのというのは理解できるし、当社も要求される機能について順次サポートするチップをそろえていく予定ではあるが、一方で、そういった経済合理性のない端末に対してまで、コストが上がるものを要求していくことが、市場にとって良い方向なのか。制度を施行する際は、適用除外となる端末を限定し、それ以外は全部サポートするように、となるのか、今後の扱いを御説明いただきたい。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

2頁の1つ目の意見は貴社から前回ご発言いただいた内容の要約である。しかしながら、御意見のような方法、すなわち、I o T端末を事業者間ローミングの対象とするかどうかを全て製造者側に任せるとすることは難しいため、適用除外とする範囲について、どこかで線引きして限定することが望ましいということを整理の3点目に記載した。

整理の4点目は、例えば、経済合理性がない端末やユーザーニーズがない端末の範囲が整理され、それらに対して、非常時における事業者間ローミングへの対応を義務化するのは不合理でメリットが少ないと言うことができれば、それらの端末には非常時ローミングに係る機能の具備を求めないということもできるのではないかと考えたもの。本日を含めて継続的に議論し、強制的にローミング対応を求めることが不合理だという端末の範囲を決めていきたい。I o T端末全部を対象として、自由に適用するか否かを製造者が選べるようにするのは、ローミングに対応する端末が大きく減ることも考えられ、難しい。

【クアルコムジャパン（城田）】

当社も全ての端末について対応しなくてもいいとしてほしいということではなく、事業者ローミングに対応した方が良いI o T端末もあるので、そのようなものについては対応するべきだと思う。

資料1頁の最初にある「技術的な事項以外の理由により」というところが強い条件であり、最新のものを使って、コスト度外視で対応させようと思えばできることになってしまうため、最後の2つのポイントも盛り込み、適用範囲は限定するが、経済合理性の観点も考慮した線引きができるとありがたい。

このタスクグループに出席している方には、スマートフォンメーカーやチップメーカーもいるので、IoT端末を作るOEMがどうお考えになるかも盛り込んでいただきたい。

【藤井主任】

端末に関しては、どこで線引きをするかを今日決めることは難しいと思う。今後、IoT端末を作っている事業者もしくは使っている方にも聞きながら、決めていくことになると思う。

【メディアテック（岡田）】

資料TG2-5に、来年の10月に技適の施行を予定とするとあるが、来年の夏向け製品は、既の開発工程の最終段階に入っています。継続審議の結果によって、開発が施行時期に間に合わなくなるとなった場合にどういった対処を行うか、現段階でのお考えはあるか。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

省令の情報通信行政・郵政行政審議会での審議や公布までのスケジュールも考えると、継続審議を半年や1年続けられるものではなく、省令の公布、施行時期を繰り下げるように、急いで審議を続けなければならない。そのため、技術基準の対象となる端末の範囲について線引きをするのであれば、具体的にどういう端末を除外するのかという例を挙げて議論を進めていかなければならない。

【シャープ（下鍋）】

今はIoT端末が対象になるのかならないのかという議論になっているが、一般のスマートフォンやフィーチャーフォンにも、最新のチップセットを搭載していない端末がある。省令施行以降に開発されるチップセットに関しては、チップセットベンダー様のほうで非常時における事業者間ローミングに係る機能を具備したものを開発いただけると考えるが、施行時期の前後のチップセットの対応が間に合うか、また、施行時期以降でも最新のチップ

セットではなく、少し古いチップセットでも十分機能を有しているためコスト等を考慮して古いチップセットを用いた端末を開発するケースも可能性としてあるのではないかと。スマートフォンやフィーチャーフォンで事業者間ローミングへの対応が必須となると、チップセットの選択に制限が入ってしまうのではないかと。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

スマートフォンやフィーチャーフォンといった、通話、電話を主にするものに関しては、端末ベンダー様、チップベンダー様、その他関係者様が対応を間に合わせられるタイミングがいつであるかという点について御議論いただき、令和7年10月頃施行であれば、それ以降に技適を取る端末、すなわち令和8年春以降に発売される端末で対応できるという方向になったと認識している。今回、前回の会合で示された懸念はそうした端末ではなく I o T 端末に関するものと認識している。

【シャープ（下鍋）】

全体の方向性については理解しているが、以前、クアルコム様からも、過去端末に対しての対応はかなり難しいと御発言いただいた。そうすると、新規のチップを搭載することが必須条件となってしまうことになるが、新規端末に関しては開発が必要という御理解か。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

その新規の開発が必要な範囲に I o T 端末が含まれるかどうかを議論しているところで、各社の意見では、ウェアラブル端末ほか、対応できないというものがいろいろ出ているが、それ以外の端末に関しては、新しく開発されたチップセットや、既存であるがカスタマイズされたチップセットによってローミングに対応できるのがいつからか議論した結果、令和8年の春から販売される端末については対応できるようにするという結論になったと認識している。

【藤井主任】

努力義務の形ではあるが、古いチップセットであってもできるだけ対応していただきたいというのがメンバーの総意ではないかと思う。チップセットメーカーの方々にも御配慮いただきたい。

【クアルコムジャパン（城田）】

当社も方針に賛成で、必要な時期に必要なチップセットが整うように進めていくつもりである。

ただ、古いチップセットについて、どこまで遡って対応するかに関しては、需要と対応できるリソースの確保という経済合理性や、関わったエンジニアが今はいないという技術的な問題等が絡むので、現時点では何とも言えない。また、既に市場に出回っている端末をFOTA等でアップデートすることに関してはまた全く別の問題になる。そのため、技適が適用される時期に必要なとされるチップセットについて、現時点で見えている需要に関しては対応できるように進めていきたいが、全てのものに対して対応できるようにするのは困難である。

【藤井主任】

過去端末の非常時における事業者間ローミングへの対応に関しては努力義務であると考ええる。過去のチップセットを使用するものについては、できるだけ新規販売する段階で、最新のチップセットだけでなく、1世代前のもの等においても、ローミングに対応いただけるといいのではないかな。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

資料2頁の2つ目、3つ目の御意見を提出された方からコメントをいただきたい。ここでは要約しているが、全文は資料TG2-3に記載している。特に2つ目の御意見では、適用除外とする範囲として、ウェアラブル端末を御提案されているが、この場で意見提出者を含めた御議論をしていただき、方向性を考えていきたい。

【Apple Japan（三島）】

2つ目は当社からの意見である。改めて説明させていただきたい。

Cellular機能を有するウェアラブル端末について、大きく2点記載した。1点目が、既に市場に出ている製品に対して、もうサポートや開発の体制がないため、技術的条件として9つ挙げられている全ての要件に対応するのは物理的に不可能な状況であるものがある。したがって、こうしたチップについては、少なくとも1番目のEmergency Attachの機能とU I

に関わる機能については確実に対応ができず、また、この２件以外にも、対応ができないもしくは対応が難しい項目が出てくる可能性がある。

２点目が、将来的に新しいチップを採用する場合の可能性について、時期を具体的に示すのは難しいが、先ほど挙げたUIに関する要件のNo. 8については、大規模なソフトウェアの設計並びに小さい限られた画面の中でのUIの大幅な設計変更が伴うので、現時点で対応するのは難しいと考えている。

その他の項目についても、今後検討していく中で、対応が難しい項目が出てくるおそれがある。そのため、Cellular機能を有するウェアラブル端末については、非常時ローミングの適用除外としていただきたい。全ての項目の適用除外が難しいということであれば、少なくとも限られた画面の中で要件を満たすのが難しい８番の項目については、適用除外としていただき、その他の項目についても、努力義務という形でまとめていただきたい。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

機能番号８については、前回、TCAから画面がないものについては適用除外としてほしいと御意見があり、画面がないものは明らかに対応できないが、それ以外にも画面を用いたユーザーインターフェースの追加・更新が難しいものに関しては義務化しないと整理できるのではないかと。

また、適用除外の方法としては、恒久的に除外する方法と期間を限定して除外する経過措置とする方法があるため、残りの機能を適用除外するとしても、理由と対応可能な時期を精査していく必要がある。対応可能な時期というのは、恐らく新しいチップが作られる時期となり、これについては、具体的な時期が難しいということであったが、対応可能な時期あるいは技術的に難しいといった理由、特に新しいチップにおいても機能番号８以外を適用除外とする理由については、整理をしないと、ローミングの基本的な考え方とは合わないものになる懸念があり、引き続きの精査が必要であるというのが、資料にある論点整理の案である。

端末ベンダーの方から１類型に関して御意見があったが、同様の事情を他のベンダー様が抱えているのか、抱えていないのかといったところも含め、引き続き議論をさせていただきたい。

【藤井主任】

Apple社からウェアラブル端末に対する意見が出ているが、それ以外のウェアラブル端末では、同様の事例があるのか。

【サムスン電子ジャパン（笠）】

当社でもいわゆるスマートウォッチに関して、LTEに対応したモデルがある。Apple様の御発言にあったように、内容に関しては、調査が完了していないので、調査の上で引き続きの議論に参加させていただきたい。

【Google／Pixel（山口）】

当社もウォッチでLTEにつながるデバイスを開発、発売しているが、同様に検討ができていないので、確認してから議論に参加させていただきたい。

【藤井主任】

ウォッチ型の端末でLTEに対応したものが、非常時にローミングができずに救助が求められないというケースは全くあり得ないことではなさそうなので、対応できるなら対応したほうが良いのではないかと。この辺りも含めて調査させていただきたい。

【Apple Japan（三島）】

先ほど、事務局から永久に適用除外するという整理は難しいとの話があったので、施行の時期については、各社様のタイミングもあるかと思うので、引き続き議論をさせていただきたい。

【藤井主任】

質問のうちホームルーター関連の意見を提出されたメディアテック社はどうお考えか。

【メディアテック（岡田）】

政策自体は歓迎されるものであるが、もともと海外等では事業者間でのローミングが国内でできていて、それを利用すれば、多少の変更を行うことによって、日本国内でも事業者間での国内ローミングということが可能になるとして議論が始まったと理解している。ただ、今回、もともとローミングできないことを前提としている製品に対して、たとえば話

題に挙げたウェアラブルやI o T端末に対して、本機能を具備するようにさせると、かなり工数がかかってくるのではないか。そのため、海外製品が日本での製品展開ができなくなり、この政策がビジネスの障害になるのではないかというところを非常に懸念している。

スマートフォンであれば、ローミングの機能が既に具備されているので、若干の変更で事業者間ローミングが可能になるが、画面があるからといって、I o TやC P Eの端末に対して、機能を具備することを強制してしまうと、日本での製品の発売ができず、ビジネスの障害になるのではないか。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

今挙げていただいた端末がユーザーニーズあるいは経済合理性のない端末の例かもしれないと思うが、日本での製品展開における懸念とローミングに対応することのメリットを比較して、今後検討していくものとする。ローミングを前提としていないという切り口でホームルーターを挙げていただいたものと認識しているが、事務局において、現時点でどの端末に対してどう対応するという案を示せていないので、その辺りについて、関係ベンダーの方からも意見を伺いたい。

【NECプラットフォームズ（田中）】

当社は、先ほどメディアテック様のコメントにあったC P E端末の設計・開発をしているが、基本的には国内専用製品で、そもそもローミング機能を具備していない端末なので、経済合理性や、具備することの必要性を検討する類型になると考える。

【藤井主任】

ユーザーから見たときに、例えばC P E端末で非常時に適用除外のためにつながらなかったままで良いのかは懸念があるが、全部の項目ではなく、一部の項目が満足できるという可能性もあるか。総務省はどう考えるか。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

機能番号8番の画面表示に関しては、資料にお示ししているとおり難しい端末があるという話であるが、ローミング自体は、なるべくできたほうが利用者の観点からも良いため、利用者から見たときのメリットや、利用者視点の意見等も踏まえて議論が必要。

【藤井主任】

メディアテック様の意見は、ローミング自体ができないことを懸念されているのか、それとも一部の機能に対応できないのか。

【メディアテック（岡田）】

細かい精査はできていないが、先ほどNEC様もおっしゃっていたように、製品としてもともとローミングを意識せずに作られている製品は数多くあると思う。そこに対して機能を義務化した際に、かなり機能追加に対する工数がかかり、また、海外製品を日本で販売されている方々は製品を販売できなくなる場合もある。スマートフォンのようにローミング機能がユーザーインターフェースが既にあるようなものであれば、多少の変更で事業者間ローミングがサポートできるが、もともとローミング機能そのものを意識していない端末に対して、ユーザーメニュー等を作り込むというところに関しては、日本製品を作る上でのハードルも高くなるだろうし、海外製品を日本に持ってきた際に技適を取ることができなくなることもあるのではないかな。

【藤井主任】

ユーザーインターフェースだけであれば、画面なしで自動的にローミングするときだけつながるというやり方もあると思ったが、ローミング自体がもう起こせないとなると、完全に適用除外になってしまう。

どこまでできるかという皆さんの情報がまだない状況なので、もうしばらく情報を集めるというところになるかと思うが、総務省はその方針でよいかな。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

本日この後議論させていただき、ローミング対応端末の技術基準について報告を取りまとめたいが、対応端末の範囲の部分に関しては、引き続き議論として、本日で終わらない分は次回以降に議論するということになる。引き続きよろしくお願ひしたい。

【NECプラットフォームズ（田中）】

今回のローミングは基本的に非常時に発動するということで、非常時に電源の供給が不

安定になる端末もあると思うが、外部給電が必須になる端末の対応も必要なのか。これについても今後の議論の中で確認したい。

【藤井主任】

「非常時」には災害時の他に事業者のシステム障害も含まれるのではないかと。外部給電だけでローミングの必要性を判断できるのかどうか分からないかと思うが、総務省から御意見はあるか。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

藤井主任におっしゃっていただいたとおり、今回のローミングが行われる場面を考えると、給電を切り口にして対象になるかならないかは判断できないと感じる。

【藤井主任】

こうした意見も含めて、どこまで端末を対象にするかはこの後も議論できるということなので、引き続き議論していきたい。

(2) データローミング設定に伴う追加検討について

事務局から資料TG 2-2-1に基づき説明が行われた。

続いて、金子構成員から資料TG 2-2-2に基づき説明が行われた。

【金子構成員】

前回この会合で追加させていただいたデータローミング設定に伴う追加検討について、皆様からいただいた御意見を踏まえ、改めて追加検討して、意見をまとめたので、御意見、御議論、御検討をいただきたい。

資料の1頁目は前回の説明の繰り返しになるが、絵のとおり、非常時における事業者間ローミングが発動した際に、データローミングの設定がONの場合はデータ通信ができるが、OFFの場合は端末機種によってはデータ通信ができるものとできないものがあるため、この点について問題提起をさせていただいた。

2頁目に前回会合で皆様からいただいた御意見をまとめた。1点目は、データローミング

OFFの状態、ローミングによるデータ通信ができてしまうと、OFFなのに使えることになるため、利用者目線で違和感を覚えるのではないかと御意見、2点目は、非常時における事業者間ローミングの発動時にデータ通信を利用しないという選択ができるように、専用のボタンをつけてはどうかといった御意見、3点目は、実現するとしても、端末側、ネットワーク側、OS側、どれで対応していくのかについて御質問をいただいた。本件について、それぞれ下の論点3つにまとめた。

論点の1点目は、構成員の先生からいただいた、データローミングがOFFのまま、データローミングが使えてしまうのは違和感がないかといった御意見に対して。これについては通信事業者や端末メーカーの皆様と議論の場を設け、話をさせていただいた。その結果、非常時における事業者間ローミング発動時に利用するために必要な操作が増えることは、利用者目線で考えた場合に回避するべきであるとなった。特に台風や地震などに遭って、基地局を使えなくなり、自動で別キャリアの基地局につながる自動切替えができる状況の中、災害情報の確認に有用なデータ通信だけについては設定変更が必要になるのは、焦っている中で、特にスマートフォン等の操作に不慣れな方にとってかなり厳しいと考えられる。さらに、そういった方については、設定の中にあるデータローミングの設定といった部分をふだんから気にされている方が少ないと考えられ、そういった面でも影響が生ずる。

逆にITリテラシーの高い方や、データローミングの設定の意味を分かっている方は、スマートフォンによるデータローミングの設定ボタンと用途をよく御存じであり、そういった方は、なぜOFFなのに機能が使えるのかが違和感になる部分かとは思いますが、しっかりアナウンスすれば御理解いただけると考える。

また、非常時における事業者間ローミング発動時にデータ通信を利用する場合はデータローミングをONにする必要があるとした場合、そのままOFFにするのを忘れて海外に行ってしまう、海外ローミングによってデータ通信を利用して、高額請求が発生するといった利用面のリスクがかなり高いのではないかと考えられる。これらのことから、OFFのまままで利用できるというのが望ましいのではないかと考える。

次に、非常時における事業者間ローミング専用のデータローミングOFF、ONの設定ボタンを新たに追加したらどうかといった御意見について検討したところ、フルローミングを提供している、データ通信が利用可となる環境下において、データ通信の速度は、各社の空き帯域でベストエフォートで提供するという形になるため、速度等、利用に際してかなり制限されたものとはなるが、特に災害時に必要な情報等を取得するために有用なデータ通

信サービスは、誰もが使えることが望ましいのではないかと考える。

それならばデフォルトでONにしておけば良いという御意見もあるかと思うが、そうすると、デフォルトをONにしたとしても、災害時という環境下で、操作に不慣れな方が、意識しない中で、誤って操作してしまってOFFになってしまうという場合もあると考えられる。その場合、平時は何の影響もなく使えるので気づかないが、いざ被災してしまったときに勝手にOFFになっていて使えず、どうすればいいか分からなくなるという大きなリスクがあると考える。そういった面からも、発動するのが非常時なので、そういったリスクは回避すべきかと考える。

また、専用ボタンの追加をすると、端末側、OS側のほうの作り込みがかなり必要となる上、現時点で国際標準化されていないので、日本独自仕様といったことになる。このことから、専用ボタンは搭載しない方向で進めていきたい。

最後に、先ほどの論点1の提案の内容を御了承いただいた場合の実現方法についてであるが、端末側やOS側、またネットワーク側からの対応方法について、まだ検証を含めた継続検討が必要な状況である。どこにどのように対処したらベストなのかの議論は、実現可能時期も含めて判断が必要。こちらについては継続議論とさせていただきたい。

主な質疑応答は以下のとおり。

【藤井主任】

データローミングの機能がOFFのままでもローミングできるようにするという方向がいいのではないかとのことだが、ローミングによってほかの会社につながった際にデータ費用が別途発生するのか。非常時ローミングに関しては追加料金を取ることはないのか。

【金子構成員】

事業者間ローミングを利用したからといって、後から高額請求が行くようなことはない。

【藤井主任】

TCA様の資料の5頁に、データローミングOFFのまま利用する場合の実現方法はまだ精査中とのことだが、今後、近い時期に実現方法は明らかになるか。

【金子構成員】

別途議論して、確認事項を持ち帰りしているので、それらがそろった段階で方向性がだんだん見えてくると思う。この辺りは、総務省様中心に引き続き議論をさせていただきたい。

【藤井主任】

不可能という結論になることはほぼないと思ってよいかな。

【金子構成員】

基本的にはできるようにしようという議論は進めているが、技術が絡んでくるため断言はできない。

【藤井主任】

まだ精査中のところはあるが、まずはこの方向で進めていただきたい。

(3) 提出されたご意見・ご質問への回答

資料TG 2－3に基づき、事務局から回答者が事務局となっている箇所について説明が行われた。

続いて、金子構成員から回答者がT C Aとなっている箇所について説明が行われた。

主な質疑応答は以下のとおり。

【メディアテック（岡田）】

質問番号5番について、報告案には3 G P P標準のテストS I Mを利用するとあるところ、今の回答の御説明では、認証機関様で適切なS I Mを使っていとのことだが、テストS I Mの利用について、義務化はしないで、いただきたい。

理由は、質問にも書いたとおり、今回の事業者間ローミングには日本独自の機能が入っている。テストS I Mとは、3 G P P標準テスト項目を実施するために使われる0 0 1 0 1のP L M N番号を持ったS I Mで、このテストS I Mでの標準動作と技適の試験の動作が異なるため問題になる。日本の事業者間ローミングの仕様に合わせた動作をテストS I Mで実現させることは困難なため、日本のP L M Nを使ったS I M、また日本のP L M Nのブロー

ードキャストするシミュレーターを利用することが可能である旨を記載いただきたい。

【ソフトバンク（西山）】

技適の試験項目の具体的な内容、設定に関するところなので、認証機関等含めて、今後の検討とさせていただきたい。

先ほどのメディアテック様からの御見解は、他社様も持っているか。これを含めて、今後の認証機関様との議論の中で活用させていただきたい。

【Apple Japan（三島）】

認証機関での試験の際のテストSIMに関して、メディアテック様と同じ考えで、必ずしも00101のPLMNで動くものばかりではないので、認証機関での試験においては、任意の適切なPLMNの設定で試験を行うという形でまとめていただきたい。

【ソフトバンク（西山）】

先ほどいただいた点を踏まえ、今後の検討としたい。

【Apple Japan（三島）】

資料TG2-5のスケジュールに、本日10月2日のTG2で報告を取りまとめ、2日後、10月4日には作業班でスケジュール（案）が議論されるとあるが、ウェアラブル端末については継続議論となったところ、作業班でもウェアラブル端末の議論の具体的なスケジュール感について話があるか。

【総務省電気通信技術システム課 柴田企画官】

作業班（1）の箇所に書いてある運営方針（案）、スケジュール（案）は、新しい作業班の1回目の会合なので、その作業班の運営方針とスケジュールについて案を示すもの。

報告（案）は、後ほどの資料TG2-4-1の議論の結果、主にローミングに対応する端末が具備すべき技術基準を取りまとめた報告が作業班に上がり、その報告についての議論を示すが、この資料TG2-4-1の中では対象端末について継続的に議論をしていくということも盛り込んでいるので、作業班でも必要に応じて議論をするということになる。対象端末に関するスケジュールの議論ではない。

【Apple Japan（三島）】

ウェアラブル端末含めて、スケジュール、施行時期については、慎重に議論させていただきたい。

（４）検討作業班端末等タスクグループ報告（案）について

事務局から資料TG 2－4－1 及び資料TG 2－4－2 に基づき説明が行われた。

特段の質疑応答はなく、本報告（案）タスクグループの報告とし、非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班に報告することと決定された。

（５）今後の検討スケジュールについて

事務局から資料TG 2－5 に基づき説明が行われた。

特段の質疑応答はなかった。

（６）その他

事務局から、報告（案）及び概要を10月4日に開催する第1回非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班に報告すること、第3回端末等タスクグループの日程については別途連絡する旨連絡があった。

以上